

## 露店・屋台等の開設届と消火器の必要について

平成25年8月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、  
峡南消防本部火災予防条令により、火災に予防上必要な業務に関する計画の  
提出及び祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際  
して、露店・屋台等を開設する場合は届出と火気器具等を使用する場合は消火  
器の準備が必要となります。

### イベント会場で火気器具等を使用するみなさまへ



不特定多数の者が集合するイベントで火気器具を使用する場合は消火  
器の準備が必要になります。あわせて露店・屋台等の開設届出が必要に  
なります。

#### 不特定多数の者が集合するイベント

祭礼、縁日、花火大会、展示会、町（区）内・地区単位の納涼祭や夏祭りでの  
バザーや模擬店、公的機関主催の各種イベント。

近親者や相互に面識がある者が参加する催しなどは対象外です。

前記の者以外が参加する場合は、消火器の準備が必要になります。

#### 火気器具等

移動式ストーブ、ガスコンロ、カセットコンロ、  
バーベキューコンロ、七輪、電気コンロ、  
IHコンロ、発電機などで移動可能なもの。



#### 消火器

ABC消火器を1個以上設け  
ること。



※ご不明な点がございましたら、ご連絡下さい。